

【入院生活に必要な物】

別紙を参照してください

※持ち物にはお名前をご記入下さい。

※ご希望により病衣の貸し出しもしています。(1日:税込43円)

※病棟によっては食事用エプロンをご購入いただいています。

※ナイフ・フォーク・ハサミ・カミソリ(電気カミソリは可)・缶切り・ライター等
危険物や貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。

【入院費のお支払いについて】

◇入院費は各種保険、生活保護、自費にて計算します。

保険証は確認のため月1度は医事課に提出して下さい。

また、保険証の変更がありましたら必ずご連絡下さい。

◇入院費は月1回の請求となっております。毎月10日頃請求書ができます。

例) 1月1日~1月31日分 → 2月10日頃請求

◇請求書取扱：送付、預り、預かり金引き、本人渡し 等

支払い方法：窓口支払い、銀行振り込み

※口座引き落としは取り扱っていません。

後期高齢者医療制度、高額療養費制度につきましては最終ページをご覧ください。

【預かり金・買い物について】

◇入院される病棟によって金銭の扱いが異なります。詳しい事は病棟スタッフにご相談ください。

◇病棟内での金銭の所持は原則お断りをしています。医事課で現金を預けていただくようお願いいたします。

◇当院でオムツ、食事用エプロンを準備させていただく場合は預かり金より引き落としとさせていただきます。

◇預かり金にて売店での買い物もできます。

【入浴】

- ◇一般浴の方は週3回入浴を実施しています。
- ◇介助入浴の方は週2回入浴を実施しています。

【洗濯】

- ◇患者さん本人が行なう場合・・・備え付けの洗濯機を利用できます（1回100円）
（A棟、3B病棟のみ）

- ◇病院が行なう場合・・・1回税込324円

- ◇ご家族がされる場合・・・洗濯ものを入れるふた付きのバケツをご用意下さい

*便・尿失禁などで衣服が汚染した場合、感染防止対策として、塩素系漂白剤（ハイター等）で消毒いたします。その場合激しく色落ちすることがありますのでご了承ください。万一、色が抜けても大丈夫な衣服をご準備下さいますよう、よろしくお願いいたします。

【面会・外出・外泊】

- ◇面会時間は、午前9時30分～午後8時までとなっております。

3B病棟、A病棟では面会時間を午後5時までとさせていただきます。

面会の際は、病棟詰所にお申し出下さい。病状等により面会を控えていただく場合がありますのでご了承ください。

- ◇外出・外泊を希望される場合は、事前に病棟詰所へご相談下さい。

急な外出・外泊をされる場合には食事代を頂くこともありますのでご了承ください。

【お願い・その他】

- ◇入院中に他の病院への受診を希望される場合は必ず詰所まで申し出て下さい。

外泊中や家族のみで薬をもらいに行かれる場合も同様です。

受診時には原則ご家族に同行していただいておりますのでご協力をお願いします。

- ◇入院中の運転はご遠慮願います。

- ◇屋内禁煙（1階病棟・外来）及び分煙（2B、A、3B病棟）となっております。

受動喫煙防止（健康増進法25条9）の観点から喫煙は、定められた場所のみでお願いします。火元の取り扱いにはご注意ください。詳細は職員へお尋ねください。

- ◇携帯電話の使用につきましては他の患者様の迷惑にならないよう、マナーを守ってのご使用をお願いします

【退院時の手続き】

退院時にご家族が来院され、入院費の精算をお願いいたします。（ただし、国民の祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）はお休み）

【主治医及び病棟看護師長・主任・担当ソーシャルワーカー】

主治医() 在院日(月・火・水・木・金・土)

病棟看護師長() 主任 ()

○担当ソーシャルワーカー(社会福祉士・精神保健福祉士等) ()

患者さん相談窓口についてのご案内

当院では、皆様方に安心・納得の上、ご利用していただくことを目的に、患者さんやご家族、広くは関係機関の皆様方からの相談窓口を設置しています。病気や障がいに関すること、診療や看護・介護、リハビリテーション、入院生活や外来受診、経済的なこと等、皆様の様々な不安やご意見、ご不満等に対応させていただきます。

※ ご相談内容につきましては秘密を厳守いたします。

※ ご相談いただいた方及びその関係者の方へ、不利益が生じることの無いように対応いたします。

○相談例として

☆退院後の生活が不安 ☆介護保険サービスや障がい者サービスを知りたい、利用したい

☆入院費用の支払いが心配 ☆職員の言動、対応に不満がある など

○患者相談窓口：医療相談室

病院正面玄関を入り、つき当たりを右へ、表示があります。又は外来受付にてお尋ね下さい。

<電話>：0887-33-3833（病院代表から相談室へご依頼を）

○相談担当者：ソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士）又は
看護師・臨床心理士

○受付時間： 月曜日～金曜日：午前9時～午後5時

土曜日：午前9時～午後12時30分

【医療費及び食事代について】

後期高齢者医療制度・・・1割負担、一定以上所得者は3割負担

- ・75歳以上の方
- ・65歳以上74歳以下で一定の障がいがあると認定された方

◎70歳以上の方：1ヵ月の上限

| | |
|---------|--|
| 現役並み所得者 | 80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% （※4回目以降は44,400円） |
| 一般 | 57,600円（※4回目以降は44,400円） |
| 区分Ⅱ | 24,600円 |
| 区分Ⅰ | 15,000円 |
| 長期特定疾患者 | 10,000円 |

「後期高齢者医療限度額適用証」を提示することで該当者は上記の金額となります。

限度額認定証・高額療養制度

70歳未満の方が入院した場合、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより支払いを自己負担限度額までにすることができます。

なお、高額療養制度として1ヵ月の医療費の自己負担が一定金額（自己負担額）を超えた場合、超えた金額が申請により払い戻されます。

◎限度額認定証：1ヵ月の上限

| 区分 | 世帯の所得 | 3回目まで | 4回目以降 |
|----|-----------------|----------------------------|----------|
| ア | 所得901万円越え | 252,600円＋（総医療費－842,000）×1% | 140,100円 |
| イ | 所得600万円～901万円以下 | 167,400円＋（総医療費－558,000）×1% | 93,000円 |
| ウ | 所得210万円～600万円以下 | 80,100円＋（総医療費－267,000）×1% | 44,400円 |
| エ | 所得210万円以下 | 57,600円 | 44,400円 |
| オ | 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 |

◎多数該当

同じ世帯で過去12ヵ月以内に、3回以上高額療養費が支給されている時は、4回目以降は申請して認められると金額を超えた分が後で払い戻しされます。

◎世帯合算

同一の世帯で、同月内に医療費の自己負担額21,000円以上の場合（医療機関・入院・外来ごと）が2回以上あったとき、その合計額が自己負担限度額を超えた場合は申請をして認められるとその超えた分が後で払い戻されます。

食事代及び居住費

*内科病棟に入院される方（65歳以上）

| | | 医療の必要性の低い方（医療区分Ⅰ） | | 医療の必要性の高い方（医療区分Ⅱ、Ⅲ） | |
|---------------------|----------------|-------------------|---------|----------------------------------|---------|
| 区分 | | 食事代 | 居住費 | 食事代 | 居住費 |
| 一般（※1） （住民税課税世帯） | | 460円／1食 | 370円／1日 | 360円／1食 | 200円／1日 |
| 住民税非課税世帯 | 区分Ⅱ | 210円／1食 | | 210円／1食 （91日目以降 160円／1食）※2 | |
| | 区分Ⅰ （70歳以上） | 130円／1食 | | 100円／1食 | |

※1 一般所得区分に該当する方で、指定難病の方は食事代が1食260円になります。居住費の負担はありません。

※2 入院日数が90日を超えた場合、長期入院該当の申請が必要となります。

※なお、毎月居住費等については医療区分・ADL区分票を作成し、ご家族の方に説明の上お渡しします。

*精神科病棟に入院される方、65歳未満で内科病棟に入院される方

| 区分 | | 食事代 |
|-----------------|----------------|------------------------------|
| 一般 （住民税課税世帯） | | 360円／1食（※1） |
| 住民税非課税世帯 | 区分Ⅱ | 210円／1食 （91日目以降160円／1食）※2 |
| | 区分Ⅰ （70歳以上） | 100円／1食 |

※1 一般所得区分に該当する方で、①～③のいずれかに該当する場合は1食260円になります。①指定難病の患者、②小児慢性特定疾病患者、③H27.4.1以前から継続して精神病床に入院している方（合併症等により転退院した場合であって、同日内に再入院する場合も含む。）

※2 入院日数が90日を超えた場合、長期入院該当の申請が必要となります。

各種手続きについて

住所地の市町村役場でできます。

◇認定証は申請された月から有効となります。

◇入院時には、年齢によって病院へ提示するものが異なります。

① 69歳以下

| | |
|----------|-------------------------|
| 上位所得者 | 保険証、限度額適用認定証 |
| 一般課税世帯 | 保険証、限度額適用認定証 |
| 住民税非課税世帯 | 保険証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証 |

② 70歳～74歳

| | |
|----------|-----------------------------|
| 現役並み所得 | 保険証、高齢受給者証 |
| 一般 | 保険証、高齢受給者証 |
| 住民税非課税世帯 | 保険証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証 |

③ 75歳以上

| | |
|----------|-----------------------------|
| 現役並み所得 | 保険証 |
| 一般 | 保険証 |
| 住民税非課税世帯 | 保険証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 |

【交通のご案内】

藤戸病院(高知市上町)との間に無料送迎バスを運行しております。(日・祝祭日は運休)。

ご利用される方は当院(代表:0887-33-3833)へ連絡をお願いいたします。

<芸西病院行き>

| | 藤戸病院発 | 南国交差点 | 香南警察署 | 芸西病院着 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 平日 | 7:40 | 8:15 | 8:25 | 8:40 |
| | 12:30 | 12:55 | 13:05 | 13:20 |
| | 15:45 | 16:15 | 16:25 | 16:40 |
| 土曜日 | 7:40 | 8:05 | 8:15 | 8:30 |
| | 11:00 | 11:25 | 11:35 | 11:50 |

<藤戸病院行き>

| | 芸西病院発 | 香南警察署 | 南国交差点 | 藤戸病院着 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 平日 | 9:45 | 10:00 | 10:10 | 10:35 |
| | 14:40 | 14:55 | 15:05 | 15:35 |
| | 17:10 | 17:25 | 17:40 | 18:20 |
| 土曜日 | 9:45 | 10:00 | 10:10 | 10:40 |
| | 13:00 | 13:15 | 13:25 | 14:00 |

天候、交通量により予定時刻よりも早く運行・到着する場合があります。ご了承ください。